

熊本県公報

第 1 1 0 8 1 号
平成 16 年 2 月 6 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

- 告 示**
- 指定居宅支援事業所の指定……………(介護保険課) 1
 - 公有水面埋立免許(八代港)……………(港湾課) 1
 - 公有水面埋立免許……………(漁港課) 2
 - 指定痴呆対応型共同生活事業所の指定……………(介護保険課) 3
- 公 告**
- 平成16年度熊本県庁舎設備保全業務委託に係る一般競争入札の実施…(管財課) 3
 - 平成16年度県庁舎中央監視装置等保守点検委託に係る一般競争入札の実施……………(") 5
 - 平成16年度県庁舎中水装置保守点検委託に係る一般競争入札の実施……………(") 7
 - 御船警察署乙女駐在所跡地に係る一般競争入札の実施……………(警察本部) 9
 - 都市計画道路3・4・10号宇土駅東中央線に係る図書の写しの縦覧……………(都市計画課) 10
 - 都市計画道路3・2・1号長洲玉名線及び3・6・13号新山海岸線に係る案の縦覧……………(") 10
 - 大規模小売店舗立地法に基づく届出……………(商工政策課) 11
 - 平成15年度熊本県水産業改良普及員資格試験の合格者……………(水産振興課) 11
 - 土地改良区清算人の就職……………(農村計画課) 11
- 登 載 依 頼**
- 平成16年度運転免許センター庁舎清掃業務委託に係る競争入札参加者の資格……………(警察本部) 12
 - 運転免許センター庁舎清掃業務委託に係る一般競争入札の実施……………(") 12
 - 熊本県立教育センター協議会の会議の開催……………(教育委員会) 14
 - 上益城地域保健医療推進協議会の会議の開催……………(上益城地域保健医療推進協議会) 15
- 正 誤**
- 平成15年9月30日熊本県教育庁訓令第8号(熊本県教育庁文書規程の一部を改正する訓令)中……………(教育委員会) 15

告 示

熊本県告示第90号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成16年2月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事務所の所在地	事業者名	指定年月日
NPO法人あゆり介護支援センター 八代市萩原町二丁目1番6号	特定非営利活動法人あゆり	平成16年1月26日

熊本県告示第91号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立てを免許した。

平成16年2月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 免許受けた者の住所及び氏名
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県
代表者 熊本県知事 潮 谷 義 子
- 2 免許年月日及び番号
平成16年1月28日
熊本県指令港第16号
- 3 埋立区域

(1) 位置

八代市植柳下町字大築嶋30の1、字黒島45、字箱島47及び字鶺ノ子島46地先公有水面

(2) 区域

①の地点から⑥の地点までを順次に結んだ線、⑥の地点と⑦の地点とを結ぶ平成14年の秋分の満潮位(D.L. + 3.95メートル)における公有水面と鶺ノ子島の陸地との境界線(西側)、⑦の地点から⑨地点までを順次に結んだ線、⑨の地点と⑩の地点とを結ぶ平成14年の秋分の満潮位(D.L. + 3.95メートル)における公有水面と黒島の陸地との境界線(北側)、⑩の地点と⑪の地点とを結んだ線、⑪の地点から303度55分38.9秒5.84メートルの地点を中心とする半径5.84メートルの円周で⑪の地点と⑫の地点とを結ぶ南西側の円弧、⑫の地点から⑮の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑮の地点とを結ぶ平成14年の秋分の満潮位(D.L. + 3.95メートル)における公有水面と大築島の陸地との境界線(南側)を結んだ線により囲まれた区域。ただし、平成14年の秋分の満潮位(D.L. + 3.95メートル)における公有水面と箱島の陸地との境界線により囲まれた区域を除く。

- ①の地点 中平和四島三角点(北緯32度29分29.156秒、東経130度32分35.487秒。以下「基点」という。)から259度23分12.6秒4,147.31メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から194度05分59.8秒60.09メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から104度05分59.8秒14.40メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から194度06分00.4秒182.20メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から284度05分59.8秒14.40メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から194度06分00.6秒138.56メートルの地点
- ⑦の地点 基点から254度45分35.3秒4,321.85メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から194度05分59.8秒370.77メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から287度51分20.0秒350.18メートルの地点
- ⑩の地点 基点から253度44分43.0秒5,005.29メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から348度55分29.4秒165.18メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から303度55分38.9秒8.26メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から348度55分29.9秒325.84メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から78度55分27.4秒5.84メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から348度55分30.8秒86.26メートルの地点

(3) 面積

424,737.88 平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

八代市植柳下町字大築嶋30の1、字黒島45、字箱島47及び字鶺ノ子島46地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びAの地点とNの地点とを結ぶ平成14年の秋分の満潮位(D.L. + 3.95メートル)における公有水面と大築島の陸地との境界線(南側)を結んだ線により囲まれた区域。ただし、平成14年の秋分の満潮位(D.L. + 3.95メートル)における公有水面と黒島・箱島及び鶺ノ子島の陸地との境界線により囲まれた区域を除く。

- Aの地点 基点から259度23分12.6秒4,147.31メートルの地点
- Bの地点 Aの地点から92度43分51.2秒28.87メートルの地点
- Cの地点 Bの地点から83度13分31.1秒50.48メートルの地点
- Dの地点 Cの地点から61度52分07.6秒51.48メートルの地点
- Eの地点 Dの地点から39度18分51.2秒102.57メートルの地点
- Fの地点 Eの地点から138度14分31.7秒104.97メートルの地点
- Gの地点 Fの地点から194度06分00.0秒988.81メートルの地点
- Hの地点 Gの地点から240度47分58.5秒161.70メートルの地点
- Iの地点 Hの地点から287度51分19.9秒560.78メートルの地点
- Jの地点 Iの地点から279度14分17.2秒301.50メートルの地点
- Kの地点 Jの地点から348度55分30.1秒788.70メートルの地点
- Lの地点 Kの地点から78度55分29.4秒270.00メートルの地点
- Mの地点 Lの地点から168度55分30.3秒83.72メートルの地点
- Nの地点 Mの地点から217度47分24.0秒26.55メートルの地点

(3) 面積

998,886.30 平方メートル

5 埋立地の用途

緑地

熊本県告示第92号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定に基づき公有水面埋立てを免許したので、同法第11条の規定により次のとおり告示する。

平成16年2月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子